

令和8年第6回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和8年3月2日（月） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|-------------------|----------|
| 議案第32号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・ P. 1 |
| 議案第33号 | 選挙人名簿に登録する者について | ・・・ P. 3 |
| 議案第34号 | 在外選挙人名簿に登録する者について | ・・・ P. 7 |

2 そ の 他

- | | | |
|--|-------------------------------|----------|
| | 今後の委員会開催予定について | ・・・ P. 9 |
| | 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果について | ・・・ P. 9 |

議案第32号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年3月2日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 296人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 34人 |
| | 市外転出者 | 262人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和8年3月2日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和8年2月8日から令和8年2月28日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和7年10月8日から令和7年11月1日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	20	14	34
転出	136	126	262
合計	156	140	296

議案第33号

選挙人名簿に登録する者について

令和8年3月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和8年3月2日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | |
|-------------|----------|
| 1 登録する者の数 | 462 人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和8年3月2日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第19条第2項及び第22条第1項の規定による。

(永久選挙人名簿)

公職選挙法第19条

- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年3月、6月、9月及び12月（第22条及び第24条第1項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

(登録)

公職選挙法第22条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の日後に変更することができる。

(定義)

- 補正登録(公選法第26条)…登録の際に登録されるべき資格のある者が、選挙人名簿に登録されていないことを知った時にただちに登録すること。《調査請求(29条)、帰化、国籍取得》
- 追加登録(公選法第22条)…定時登録月の1日現在や選挙時登録時に、新たに選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録すること。《他市区町村から転入してから3カ月を経過した者、新たに18歳になった者》
- 移替え(公選法施行令第17条)…本市区域内における他の投票区の区域内（早良区内の住所異動を含む）に住所を異動した者の、選挙人名簿を異動させること。

(参考)

選挙人名簿登録者数調（令和8年3月登録日現在）

福岡市早良区

（単位：人）

区分		男女別	男	女	計
令和8年1月26日現在 選挙人名簿登録者数		(a)	84,431	98,356	182,787
上記の登録に係る 補正登録者数		(b)	0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数		(c)	0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数		(d)	0	0	0
(*)以後の 抹消者数 (e)	(ア) 死亡		▲ 82	▲ 74	▲ 156
	(イ) 転出		▲ 230	▲ 210	▲ 440
	(ウ) 在外移転		0	0	0
	計 (ア)+(イ)+(ウ)		▲ 312	▲ 284	▲ 596
(*)以後の移替えによる 増加数(指定都市の区)		(f)	158	182	340
(*)以後の移替えによる 減少数(指定都市の区)		(g)	▲ 129	▲ 140	▲ 269
今回(令和8年3月登録日) 追加登録者数		(h)	224	238	462
今回定時登録日現在における 名簿登録者数		(i)	84,372	98,352	182,724
		(a+b+c+d+f) - (e+g) + (h)			
備考 ((a)との増減)			▲ 59	▲ 4	▲ 63

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前年同時期の定時登録時（R7.3.1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R8.3.2	順位	R7.3.1	順位			
1	西新第一	6,346	9	6,396	8	▲ 50	36	99.22%
2	西新第二	9,224	1	9,045	1	179	3	101.98%
3	高取第一	7,464	3	7,386	3	78	9	101.06%
4	高取第二	7,132	4	7,039	4	93	7	101.32%
5	百道浜	5,960	12	5,974	12	▲ 14	28	99.77%
6	百道	6,912	6	6,889	5	23	18	100.33%
7	室見第一	5,507	13	5,450	13	57	11	101.05%
8	室見第二	4,445	21	4,445	21	0	23	100.00%
9	原第一	4,252	23	4,295	23	▲ 43	34	99.00%
10	原第二	5,322	14	5,272	14	50	12	100.95%
11	大原	3,801	26	3,721	27	80	8	102.15%
12	原団地	2,964	33	2,953	33	11	22	100.37%
13	原北	6,833	7	6,737	7	96	6	101.42%
14	室見団地	2,157	36	2,159	36	▲ 2	24	99.91%
15	小田部	5,248	15	5,259	15	▲ 11	27	99.79%
16	有住	3,869	25	3,909	26	▲ 40	33	98.98%
17	有田第一	4,934	17	4,965	17	▲ 31	32	99.38%
18	有田第二	4,670	19	4,641	20	29	14	100.62%
19	賀茂	6,062	11	5,991	11	71	10	101.19%
20	原西第一	5,166	16	5,035	16	131	4	102.60%
21	原西第二	4,396	22	4,367	22	29	14	100.66%
22	飯原第一	3,106	31	3,085	31	21	20	100.68%
23	飯原第二	2,632	35	2,606	35	26	17	101.00%
24	飯倉中央	4,928	18	4,944	18	▲ 16	29	99.68%
25	飯倉	3,986	24	3,964	25	22	19	100.55%
26	干隈	3,240	30	3,243	30	▲ 3	25	99.91%
27	星の原	3,355	29	3,406	28	▲ 51	37	98.50%
28	田隈	7,067	5	6,853	6	214	2	103.12%
29	田村	8,803	2	8,680	2	123	5	101.42%
30	野芥第一	3,639	28	4,132	24	▲ 493	38	88.07%
31	野芥第二	3,758	27	3,263	29	495	1	115.17%
32	野芥第三	2,839	34	2,811	34	28	16	101.00%
33	四箇田	6,227	10	6,215	10	12	21	100.19%
34	入部	6,424	8	6,375	9	49	13	100.77%
35	早良	3,030	32	3,040	32	▲ 10	26	99.67%
36	脇山	1,794	37	1,843	37	▲ 49	35	97.34%
37	内野	4,657	20	4,683	19	▲ 26	31	99.44%
38	石釜	575	38	596	38	▲ 21	30	96.48%
合計		182,724		181,667		1,057		100.58%

黄色＝名簿登録者数、増減数それぞれ上位5つ

青色＝名簿登録者数、増減数それぞれ下位5つ

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前回登録時（R8.1.26）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R8.3.2	順位	R8.1.26	順位			
1	西新第一	6,346	9	6,356	9	▲ 10	30	99.84%
2	西新第二	9,224	1	9,233	1	▲ 9	27	99.90%
3	高取第一	7,464	3	7,485	3	▲ 21	38	99.72%
4	高取第二	7,132	4	7,135	4	▲ 3	22	99.96%
5	百道浜	5,960	12	5,956	12	4	7	100.07%
6	百道	6,912	6	6,910	6	2	13	100.03%
7	室見第一	5,507	13	5,511	13	▲ 4	23	99.93%
8	室見第二	4,445	21	4,444	21	1	17	100.02%
9	原第一	4,252	23	4,248	23	4	7	100.09%
10	原第二	5,322	14	5,315	14	7	4	100.13%
11	大原	3,801	26	3,779	26	22	1	100.58%
12	原団地	2,964	33	2,962	33	2	13	100.07%
13	原北	6,833	7	6,843	7	▲ 10	30	99.85%
14	室見団地	2,157	36	2,165	36	▲ 8	26	99.63%
15	小田部	5,248	15	5,245	15	3	11	100.06%
16	有住	3,869	25	3,881	25	▲ 12	36	99.69%
17	有田第一	4,934	17	4,947	17	▲ 13	37	99.74%
18	有田第二	4,670	19	4,668	19	2	13	100.04%
19	賀茂	6,062	11	6,058	11	4	7	100.07%
20	原西第一	5,166	16	5,176	16	▲ 10	30	99.81%
21	原西第二	4,396	22	4,406	22	▲ 10	30	99.77%
22	飯原第一	3,106	31	3,115	31	▲ 9	27	99.71%
23	飯原第二	2,632	35	2,629	35	3	11	100.11%
24	飯倉中央	4,928	18	4,914	18	14	2	100.28%
25	飯倉	3,986	24	3,985	24	1	17	100.03%
26	干隈	3,240	30	3,240	30	0	19	100.00%
27	星の原	3,355	29	3,359	29	▲ 4	23	99.88%
28	田隈	7,067	5	7,063	5	4	7	100.06%
29	田村	8,803	2	8,796	2	7	4	100.08%
30	野芥第一	3,639	28	3,637	28	2	13	100.05%
31	野芥第二	3,758	27	3,749	27	9	3	100.24%
32	野芥第三	2,839	34	2,840	34	▲ 1	20	99.96%
33	四箇田	6,227	10	6,236	10	▲ 9	27	99.86%
34	入部	6,424	8	6,435	8	▲ 11	35	99.83%
35	早良	3,030	32	3,023	32	7	4	100.23%
36	脇山	1,794	37	1,796	37	▲ 2	21	99.89%
37	内野	4,657	20	4,667	20	▲ 10	30	99.79%
38	石釜	575	38	580	38	▲ 5	25	99.14%
合計		182,724		182,787		▲ 63		99.97%

黄色＝名簿登録者数、増減数それぞれ上位5つ

青色＝名簿登録者数、増減数それぞれ下位5つ

議案第34号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和8年3月2日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | |
|-------------|----------|
| 1 登録する者の数 | 2人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙1のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和8年3月2日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	前回 (R8. 1. 26現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R8. 3. 2)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	50	1	0	0	1	51
女	85	1	0	0	1	86
計	135	2	0	0	2	137

そ の 他

・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第7回	定例	4月20日(月)	午前10時	早良区役所 中会議室
第8回	定例	5月20日(水)	午前10時	早良区役所 中会議室
第9回	定例	6月1日(月)	午前9時40分	早良区役所 中会議室
第10回	定例	6月30日(火)	午前10時	早良区役所 中会議室
第11回	定例	7月17日(金)	午前10時	早良区役所 中会議室
第12回	定例	8月20日(木)	午前10時	早良区役所 中会議室
第13回	定例	9月1日(火)	午前10時	早良区役所 中会議室
第14回	定例	9月18日(金)	午前10時	早良区役所 中会議室
第15回	定例	10月20日(火)	午前10時	早良区役所 中会議室

・衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果について 別紙2のとおり